

取 扱 処 方 箋 数 届 書

事 項	前年における総取扱処方箋数の届出をするとき
根拠法令	法 律 第 1 1 条 施 行 令 第 2 条 施 行 規 則 第 1 7 条 施 行 細 則 第 6 条
提出部数	保健所設置市以外の薬局：2部（1部薬事管理課、1部保健福祉事務所） 保健所設置市内の薬局：1部（長野市保健所又は松本市保健所）
そ の 他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 毎年3月31日までに届け出ること。 2. 前年において業務を行った期間が3ヶ月未満である場合、又は前年における総取扱処方箋数を前年において業務を行った日数で除して得た数が40以下である場合には、届出を要しないものであること。 3. 前年における総取扱処方箋数欄には、前年において取り扱った眼科、耳鼻咽喉科及び歯科の処方箋の数にそれぞれ3分の2を乗じた数とその他の診療科の処方箋の数との合計数を記載すること。

取扱処方箋数届書

許可番号及び年月日	
薬局の名称	
薬局の所在地	
前年において業務を行った期間及び日数	
前年における総取扱処方箋数	
備考	

上記により、取扱処方箋数の届出をします。

年 月 日

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
住 所 〒

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
氏 名

長野県知事
市長

殿